

名古屋市告示第88号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 7年 3月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
しあわせつなぐ株 式会社 名古屋市西区中小 田井五丁目17番地	相談支援事業所フ ァンタジスタ	一般相談支援	2330200326	令和 6年 12月 1日
	名古屋市西区中小 田井五丁目20番地	障害児相談支 援	2370200319	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課